

令和元(2019)年度

和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

和歌山県人権啓発センター ☎435-5420

最優秀作品



市立和歌山高等学校 村上 明日香さん

最優秀作品・優秀作品

優秀作品



県立和歌山高等学校 笠松 礼さん

優秀作品



市立和歌山高等学校 中野 羽菜さん

第38回 和歌山県小学校人権の花運動

『人権の花運動』とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的として実施している運動です。

●市立今福小学校



●市立西和佐小学校



11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です

同和問題(部落差別)

私たちが生活するさまざまな場面のなかには、依然として差別や偏見が存在し、その中心として同和問題(部落差別)があります。近年、情報化の進展に伴い、インターネット上において個人や集団等を誹謗・中傷する表現や差別を助長する内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

「部落差別解消推進法」では、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること。また、部落差別は許されないものであり、国民の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指すこととしています。そのため、本市では同和問題(部落差別)の解消に向けた事業のひとつとして、差別的な書き込みの拡散を防止するため、プロバイダに対し削除要請を行っています。

同和問題(部落差別)の解消に向けて、私たち一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、差別は許さないという強い意志と相手に対する思いやりの気持ちを持って行動することが大切です。



高齢者の人権

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、今後、さらに高齢化が進むと予測されています。

こうした状況の中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待、また、高齢者に対する就職差別といった高齢者の人権問題が社会問題となっています。

高齢者に対して家族が、「危ないから」、「何もしなくていいから」と体力や身体機能の低下を理由に行動を制限したり、自尊心を傷つけるような言動をしたりすることはありませんか。本人のためを思っても、実は高齢者の能力に対する無意識の偏見が隠れていることがあります。

加齢とともに身体能力が低下しても、家庭の中で重要な一員として認められることは、生活の質を維持するために重要なことです。すべての高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送ると共に、長年培ってきた経験や知識を生かせる社会の実現のためにも、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考えていくことが大切です。



女性の人権

令和2(2020)年6月に「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」が改正されました。この改正では、パワーハラスメントに対する防止措置が事業主に義務付けられました(セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント)に対しては、雇用上の措置を講じることが既に義務付けられています。また、事業主及び労働者の責務が法律上明確化されたほか、事業主に相談等をした労働者に対する不利益な取扱いが禁止されるなど職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

女性に対する職場でのハラスメントは働く人の尊厳を不当に傷つける、社会的に許されない行為です。すべての人の人権が尊重され、自らの意思により個性と能力が発揮できる機会が確保されるとともに、家庭、地域、職場などのあらゆる分野に参画できるよう、多様な生き方を選択できる環境整備が必要です。



障害のある人の人権

障害のある人には、日々の生活において、さまざまなことが障壁となります。

障壁とは、障害のある人が利用できない、利用しにくい建物や設備、社会制度などのこととをいいます。また、障害のある人に対する偏見などの差別意識や無関心・無理解など、心の中に潜む障壁も大きな問題となります。

このような中、障害のある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指し、「障害者差別解消法」が制定されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を行政機関や民間企業等の事業者に対して求めています。

障害のある人の人権を尊重していくためには、私たち一人ひとりが、自分たちの職場や地域においても起こりうること、また、その時に出来ることを考え、障害のある人との意思疎通をはかり、行動することが大切です。

障害のある人もない人も誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、みんなが自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い、助け合いながら、共に生きる社会をつくっていきましょ。



子どもの人権

子どもの基本的な人権を保障するために「子どもの権利条約」が定められています。この条約で子どもにとって大切な権利について4つの柱があります。

生きる権利……防げる病気やケガなどで命を失わないこと。
育つ権利……教育を受け、休んだり遊んだりできること。
守られる権利……あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
参加する権利……自由に意見を表したり、活動を行ったりできること。

しかし、児童虐待、体罰、いじめ等の子どもが被害者となる痛ましい事案が後を絶ちません。子どもの人権は、子どもだけでは守ることはできません。子どもの人権が尊重され、健やかに育っていくためにも、学校や地域、関係機関が連携を図りながら社会全体で教育、子育てを進めていくことが必要です。



外国人の人権

近年、日本で長期的に生活する外国人は増加し続けている傾向にあります。しかし、言語や文化、宗教、習慣、価値観の違いによる誤解などから、近隣住民との摩擦が生じています。また、相互理解が不十分なことによる偏見やヘイトスピーチ(差別的な意図をもって攻撃する言動のこと)などの人権問題が生じています。

このような状況の中、ヘイトスピーチの解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現を目指して「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

私たちが暮らす社会にも多くの外国人が暮らしており、また、観光や仕事で訪れる方もいます。誰もが暮らしやすいまちを目指し、私たち一人ひとりが、国籍を問わず、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多文化共生の地域づくりを進めていくことが大切です。



人権啓発ビデオ・DVDの無料貸出

市民の皆さんに人権の尊さと大切さについて考えていただくため、人権啓発ビデオ・DVD を用意しています。人権意識を高めるきっかけとして、学校、職場、地域の団体などでご活用ください。

☎ 人権同和施策課 ☎435-1058



人権の詩

人権の詩 令和元(2019)年度
 受賞作品 理事長賞 中学生の部
 作品名 「父と僕」
 市立西和中学校 西出 大毅さん

僕の足は僕のものだけではない
 僕の足は父のものでもある
 僕の父は左足がない
 僕の父は車イスときで生活している
 でも僕たちのために毎日毎日仕事に行く
 僕の父は僕の大会にだって応えんしに
 きてくれる
 だから僕は父のために2本の足で
 父を助けると決めた
 僕の足は僕のものだけでは
 ない

(公財) 和歌山県人権啓発センター

～不当な差別や偏見をなくしましょう～

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やそのご家族、関係者、医療従事者等に対して、不当な取扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせ、いじめ等は決して許されるものではありません。

感染者の方々等への差別や偏見等が広がることは、人々の不安を煽り、感染拡大防止の取組の妨げにもなります。

デマや風評に惑わされることのないよう、公的機関の提供する正確な情報を確認し、冷静に行動いただきますようお願いいたします。

☎ 人権同和施策課 ☎435-1058

えせ同和行為にご注意を！

「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が人々に根強く残っていることに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。このような行為は、同和問題の解決を妨げる大きな要因となっています。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。

☎ 人権同和施策課 ☎435-1058

人権相談ダイヤル（人権ホットライン）

☎ 435-1110（平日9時～17時）

【発行】〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
 広報広聴課 ☎435-1009(ダイヤルイン)
 和歌山市役所 ☎432-0001(代表)

古紙パルプ配合率70%再生紙と植物油インキを使用しています。 R70 VEGETABLE OIL INK

住民票・戸籍謄本など 第三者に不正取得はさせない！ 「事前登録型本人通知制度」の登録を受け付けています。

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していただいた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

この制度を利用することにより、知らないうちに戸籍謄本などが取得されていないか確認できるため、万が一、不正取得の疑いがあれば、事実関係の早期究明につながります。また、不正請求を抑止する効果も期待できます。



①登録できる方

和歌山市に住民登録や戸籍のある方（過去にあった方も含みます。）

②登録に必要なもの

運転免許証など本人確認書類

③対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本・抄本、住民票・附票の除票及び除かれた戸籍

- 登録の申請窓口
 - 市役所1階 市民課3番 本人通知窓口
 - 文化会館

- 問合せ先／市民課 ☎435-1201

（平日8時30分～17時15分 ※木曜日は19時まで）

今月の題字、私が制作しました



秋の夕暮れと夕暮れが映る水面をイメージしました。ポイントに黒で鳥を付け足しました。

市立和歌山高等学校デザイン表現科2年 堤 咲良さん

